

NPO等、福祉有償運送を行う団体

＜団体の要件＞NPO、社会福祉法人、公益法人等

＜運送の対象＞身体障害者、要介護者、要支援者、その他単独では公共交通機関を利用することが困難な方

「新規登録」、「更新登録」または「料金の変更」に際して、運営協議会でその内容を協議し、協議が調った場合には、練馬区が「協議が調ったことを証する書類」を発行する。

練馬区福祉有償運送運営協議会

＜役割＞福祉有償運送の必要性や運行にあたっての安全・利便の確保等について協議する場

＜構成＞タクシー事業者およびその組織する団体、福祉有償運送の利用者等、東京運輸支局の職員、学識経験者、区職員・・・など

申請に必要な書類等に、「協議が調ったことを証する書類」を添付して申請する。

東京運輸支局